

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回枚方市青少年問題協議会	
開催日時	令和6年10月24日	開始時刻 13時00分 終了時刻 14時35分
開催場所	別館4階 第3・4委員会室	
出席者	会長：飯田委員 委員：足立委員、伊藤委員、財田委員、常委員、寺島委員、 中塚委員、野口委員、二村委員、渡辺委員	
欠席者	委員：奥田委員、花房委員、寶田委員	
案 件 名	【案件】 1. 「枚方市子ども・若者育成計画」の進捗状況について 2. まるっとこどもセンターの設置について 3. （仮称）枚方市こども計画の策定について	
提出された資料等の名称	資料1 枚方市子ども・若者育成計画【第2期】令和5年度 進行管理報告書（案） 資料2 まるっとこどもセンターについて 資料3-1 （仮称）こども計画の策定について 資料3-2 （仮称）枚方市こども計画（素案） 参考資料1 枚方市におけるひきこもり等の子ども・若者支援に ついて令和5年度の活動報告 参考資料2 委員名簿	
決 定 事 項	1. 「枚方市子ども・若者育成計画」の進捗状況について、委員から出された意見を踏まえ、計画に基づき引き続き各施策の取り組みを進めることを確認した。 2. まるっとこどもセンターの設置、（仮称）こども計画について報告を受けた。	
会議の公開、非公開別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	0名	
所管部署（事務局）	枚方市役所 子ども未来部 子ども青少年政策課	

審 議 内 容	
事務局	<p><開会></p> <p>皆さまお忙しいところお越しいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、「令和6年度第1回枚方市青少年問題協議会」を開催いたします。</p> <p>今年度の第1回目の協議会ということで、委員の皆様の中には、前委員から交代され、初めてご出席いただいている委員の方も複数名いらっしゃいます。後ほど、事務局から本日もご出席の委員のご紹介をさせていただいた上で、審議へと入っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、本日の委員の皆様の出席状況ですが、出席委員は10名で、「枚方市青少年問題協議会条例」第5条第2項の規定に基づき、本協議会が成立していることをご報告申し上げます。なお、第1回の協議会におきましては、会議の公開・非公開が決定されるまでの間は、枚方市審議会の会議の公開等に関する規定第3条第4項の規定によりまして、公開とさせていただきます。ご了承のほど、よろしく願いいたします。なお本日の傍聴者は0名でございます。</p> <p>本日の議題ですが、「案件」といたしまして、「枚方市子ども・若者育成計画の進捗状況について」ご意見を賜りたいと考えております。</p> <p>その後、「報告案件」といたしまして、「まるっとこどもセンターの設置について」と「(仮称)枚方市こども計画の策定について」について、事務局から説明をさせていただきます。なお、本日は14時30分を目途に終了したいと考えておりますので、委員の皆様にはスムーズな進行と活発なご発言にご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに子ども未来部長の田中より、ご挨拶を申し上げます。</p>
田中部長	<p>皆さまこんにちは、子ども未来部長の田中でございます。</p> <p>本日は、ご多忙のところ、令和6年度第1回青少年問題協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから、本市の青少年の健全育成に、ご尽力いただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。</p> <p>さて、本市では、本協議会においてご審議いただき令和5年度を計画開始年度とする「枚方市子ども・若者育成計画」第2期を策定し、令和5年度も引き続き、困難を有する子ども・若</p>

事務局	<p>者の支援など、様々な取り組みを推進してまいりました。今後におきましても、ひきこもり等の長期化、また本人や家族の高齢化など、子ども・若者を取り巻く環境が深刻化しているといった状況の中、「枚方市子ども・若者支援地域協議会」等のネットワークを活かしながら、困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届けまして、相談・支援につながるよう取り組みを推進してまいります。</p> <p>本日の協議会では、令和5年度における本計画の進捗状況等についてご審議をいただきたく存じます。委員の皆さまにおかれましては、それぞれの立場から、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは続きまして、本日の協議会が今年度初めての開催となっているため、また、新たに就任された委員もいらっしゃいますので、委員の皆様を順にご紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">〈 委員紹介 〉</p> <p>続きまして、お手元の次第に沿いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>はじめに、次第の1「会長及び副会長の互選」についてでございます。「枚方市青少年問題協議会条例」の第4条第2項におきまして、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める」ことを規定していますが皆様からこの件についてご意見はございませんでしょうか。ご意見がないようでしたら、会長の選出につきましては、委員皆様のご承諾が得られれば、事務局の方から案を提示させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	異議なし
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、引き続き大阪国際大学人間科学部講師の飯田委員に会長をお願いしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。</p>
委員	異議なし

事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本協議会の会長には飯田委員が選出されました。飯田会長、前方の会長席にお移り願います。</p> <p>それでは、ここからの進行は、会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
飯田会長	<p>では、委員の互選ということで会長をさせていただきます飯田と申します。よろしくお願いいたします。私自身心理士として、長年心理臨床してきました経験を踏まえて、少しでも枚方の子どもたちのお役に立てればと思っています。よろしくお願いいたします。</p> <p>では、続きまして、副会長の互選を行いたいと思います。副会長については、枚方市青少年問題協議会条例第4条2項のただし書きによって、会長から指名させていただくことができるのですが、それでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
飯田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>私といたしましてはこれまで同様、枚方・交野地区保護司会から選出されておられます渡辺委員に同じく副会長を継続してお願いできたらと思うのですが、委員の皆様ご異議ありませんでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
飯田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、副会長には渡辺委員が選出されました。よろしくお願いいたします。</p> <p>では、渡辺副会長、前方の副会長席にご移動をお願いいただけますでしょうか。</p> <p>皆さん改めまして会長に選出していただきました飯田と申します。先ほど申し上げましたように少しでも枚方市の子ども・若者のところにお役に立てればと思っていますので、皆様と一緒によろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局より、恐れ入りますがここで事務局として出席しております職員を紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">〈 事務局職員紹介 〉</p>

<p>飯田会長</p>	<p>続きまして、事務局から資料の確認をお願いいたします。</p> <p>本日の会議につきましては、会議録の作成にあたり記載内容の正確性を期すため、補助的に会議内容を録音させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">〈 配布資料確認 〉</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の会議は 14 時半までを予定しておりますので、スムーズな進行にご協力の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ではありますが、案件に入っていきたいと思えます。</p> <p>案件 1、「枚方市子ども・若者育成計画」の進捗状況について説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〈 案件 1 前半 説明 〉</p>
<p>飯田会長</p>	<p>ただいま、事務局から案件 1 の途中までですが、説明がありました。ここまでの説明につきまして、ご質問などがあればお願いしたく存じます。いかがでしょうか。</p>
<p>寺島委員</p>	<p>ヤングケアラーの支援について、現在対象者はどれくらいなのかということと、利用件数が 2 件で述べ 84 日の利用とのことですが、支援の内容やどういう状況なのかご報告願えればと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご質問ありがとうございます。ヤングケアラーの世帯が市内でどれくらいあるのか具体的な数は、申し訳ございませんが把握しておりません。支援の内容については、ヘルパーを家事援助ということで、ご希望のお日にちに派遣し、例えば、食事をつくったり、洗濯や掃除をしたり、子どもにご飯を食べさせる介助をしたりなど、お母様と子どものご希望を聞きながら支援の内容を検討して、その支援を実際にさせていただいているというものになります。以上です。</p>
<p>飯田会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。他にはありますか。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>

<p>常委員</p>	<p>資料 13 ページ中段の子どもの SNS 相談ぼーちについて、近年ぼーちを導入されたということですが、市内の 63 の小学校・中学校のうち 16 校だけ活用しているということで、全体からみると導入率がすごく低いと感じます。アプリの導入だけであればタブレットに導入するのでそんなに難しい作業でもなく、導入はすぐ進んで行くのではと思いますが、なぜ 63 校中 16 校にとどまっているのかということと、現在の 16 校で推奨されているのか。また委員の中にも小学校の校長先生と中学校の校長先生がいらっしゃるということで、各学校の取り組みなどにつきましてもお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ぼーちというアプリには 2 つの機能が入っておりまして、1 つ目が気持ちの視覚化、2 つ目が SNS 相談になっております。</p> <p>SNS 相談は全ての子どもに SOS を出したいときに必ず使ってほしいということで、アプリ自体は全校の全児童生徒の端末の中に入っているの、いつでも子どもたちが使える状態です。</p> <p>気持ちの視覚化という機能についてですが、子どもたちがその日の気分を自分たちで記号の 5 段階で選択して入力していくというシステムとなっており、これを活用している学校が 12 月初旬で 16 校ということになっています。</p> <p>これは何故かと言いますと、子どもたち全員が素直にその日の気分を入力できたらいいのですが、なかなかそうではない子どもたちも居ますし、例えば毎日「元気」「元気」「元気」って入れてきて急に「元気ない」って入力してきた子と、全く普段は何も入力していないのにある日急に「元気がない」って入力してきた子では、この「元気がない」という意味は結構異なってくるかなと思います。そのため、この気持ちの視覚化機能を使うことがゴールではないと学校にはお伝えさせてもらっています。</p> <p>学校にお伝えしているのは、全ての子どもたちの気持ちの SOS をキャッチすることとお伝えしていますので、このアプリのぼーちを使うことは手段の 1 つでしかないの、例えば他の手段ですね。担任の先生と交換ノートをしているクラスもあれば、教育相談をしているクラス、カウンセラーに繋いでいるクラスなど、さまざまな子どもたちの SOS をキャッチする取り組みを各学校していただいていますので、こちらの気持ちの視覚化については、活用はマストにはしていません。ただ、SNS 相談の活用はマストとしていますので、アプリは全員に入っています。</p>

飯田会長	はい、もしご質問にありました中学校とか小学校での様子でお答えいただけることがありましたらお願いいたします。
足立委員	失礼いたします。今ご質問にありました、今の本校の状況ですが、やはり小学校ということではなかなか今おっしゃったように子ども自身が、気持ちの視覚化をどのように使うかという判断が難しいということで、当初本校も試験的にはさせてもらいましたが、特に低学年の1・2年生については、心の状態5段階をどこで線引きするかというのが難しいと思います。子どもの表情・気持ちというのは日々変わりますので、常に教師はアンテナを高くして、子どもの表情をしっかりと観察して適切に声掛けや支援をしていくという取り組みを行っております。同時に、「ぽーち」の活用については、引き続き高学年を対象に取り組んでいるところです。
飯田会長	ありがとうございます。どうでしょうか、よろしければお願いいたします。
野口委員	失礼します。気持ちの視覚化につきましては、先ほど足立委員からご説明いただいたように、本校でも活用は見送っているというかたちです。ただやはり子どもの状況をできるだけ掴みたいので、定期的な教育相談であるとか、いじめアンケートなどそういったところも活用しながら子どもの状況の把握に努めているところです。また、SNS相談につきましては毎年アナウンスをしているので、特に長期的な休みの前については、より丁寧にとということで再度のアナウンスを心掛けながら子どもたちの安心した長期期間につながるような意識は持っております。以上です。
飯田会長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。 では、続いての説明もありますので何かございましたらその後にご質問いただいても構いませんので、よろしく願いいたします。 では、引き続き案件1の説明をお願いいたします。
事務局	〈 案件1 後半 説明 〉
飯田会長	ありがとうございました。 ただいま、事務局から案件1についての説明をしていただき

	<p>ました。前半の説明の部分も含めまして、ご質問などがあればお願いいたします。どうでしょうか。</p>
寺島委員	<p>29 ページの充実強化の内容ですが、令和6年10月から実施と記載されていますが、もう10月なのでどういう状況になっているか、ご確認させていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>29 ページの4つ目の児童育成支援拠点事業の状況ということでよろしいでしょうか。</p>
寺島委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>4月時点ということで、こういう書き方をさせていただいていますが、今の状況としましては、10月から児童育成支援拠点事業という名称で、例えば不登校の子や、家庭環境に課題のある子どもの居場所ということで、今年10月から既に枚方で開始しています。来ていただく際には、大々的に来てくださいということではなく、先ほど申し上げたように対象者は不登校の子どもなので、例えばずっとこどもセンターに相談に来ていただいている方とか、各学校から活用してはどうでしょうかと相談があった方に対して、まずは案内をしているところで、今複数名の登録があるという状況でございます。現状としては以上です。</p>
飯田会長	<p>大丈夫でしょうか、ありがとうございます。</p> <p>私のほうから1点伺いたいのですが、17 ページの子どもの居場所サポートのメタバース含むということで、メタバース空間を活用した不登校支援の試行実施を行ったということですが、珍しい事業だと思うので実際どんなふうにご利用されているかがもし分かれば教えていただけたらと思います。</p>
事務局	<p>令和5年度は1月、2月に週に1回ずつ計4回メタバース空間をオープンして、不登校の子どもたちの支援を行いました。その中では延べ10名程度が参加していただいて、そのうち2名が学校復帰につながっています。令和6年度も時間や開設時間を拡充して、メタバースの試行をさせていただいています。</p>
飯田会長	<p>実際その中で関わるというような支援になるということですか。メタバースの中でどういうことされているのでしょうか。</p>

事務局	<p>令和5年度の試行では、我々の指導主事がその中で子どもたちに声掛けをしたりとか、個別の学習をサポートしたりとか、あとはまた集団授業みたいな形でちょっと授業みたいなことをさせていただきました。</p> <p>令和6年度の試行では、支援員も一緒になっていただいて子どもたちのサポートをしているところです。どのような形でメタバースの中でサポートしていくのが1番不登校の子どもたちにいいのかは、今検討しているところです。</p>
飯田会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他はいかがでしょうか、特にございませんでしょうか。それでは案件も他にありますので、案件2「まるっとこどもセンター設置について」というところに進みたいと思います。事務局から報告お願いいたします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">〈 案件2 説明 〉</p>
飯田会長	<p>はい、ただいま事務局から案件2について説明がありました。ご質問などございましたらお願いいたします。</p>
伊藤委員	<p>案件1の子ども育成計画の内容と今お話していただいたまるっとこどもセンターのつながりというのが、僕よく分かっていなくて、先ほどのアプリのぼーちの機能があって、その機能を使って、例えばまるっとこどもセンターで情報が共有されて動くのかなど、この2つの関係性が分かっていないのでお聞かせいただけたらと思います。</p>
事務局	<p>まるっとこどもセンター内に SNS 相談の専門の職員、臨床心理士、公認心理師を配置しております。例えば命にすぐ係わる状況のときには、教育委員会と連携をして対応をさせていただくということになっております。</p>
伊藤委員	<p>ありがとうございます。</p>
飯田会長	<p>恐らく基本的に子ども関連の支援をまるっとこどもセンターという機能に全部集約したというような理解で間違っていないか。ぼーちとかもそこにつながるのかなと思うのですが、こういう理解でよろしいですか。この3ページのところの母子保健というのが、乳幼児健診とか就学前が中心ですね。</p>

事務局	<p>児童福祉のところでは、小中校それ以降の福祉というところを一体化するという意図で、まるっとこどもセンターができたのかなと私は理解しています。そのため、就学前と小中高、若者の支援がまるっとこどもセンターに集約されたと理解していますが、それで合っているでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、そのとおりです。</p>
飯田会長	<p>そのため、就学年齢期の支援であるぽーちとかがそこにつながってくると思います。</p>
飯田会長	<p>はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか、はいどうぞ。</p>
足立委員	<p>質問というよりは切なるお願いというか要望になりますが、現在、学校現場ではとにかく講師不足が大きな課題になっております。例えば、産休・育休や介護休でお休みをされる場合、その代替講師がどこの学校も不足しています。講師確保については、教育委員会もあらゆる対策を講じて講師確保に取り組んでいただいているところです。</p> <p>それと今、資料2のご説明の中の5ページにありました、一体的支援による誰一人取り残すことのない相談支援体制の構築のためという部分で、現状として、まるっとこどもセンターの相談員は人数的にどうでしょうか。というのも、本校ではさまざまな支援が必要なケースが多く、毎日のようにまるっとこどもセンターの方にご相談をさせていただいております。特に不登校については子ども支援とともに家庭支援が重要になってきているケースが少なくありません。そのようなケースでは本当にまるっとこどもセンターの方に支援、ご助言していただいておりますが、相談員の方々は大変お忙しく何件ものケースをお一人で受け持っておられ、なかなか学校との連携がスムーズにできていない現状です。また、まるっとこどもセンターに相談するケースは継続的な支援が必須ですが、連絡が途切れてしまいスムーズな連携ができていないケースがあるのも実情です。一体的支援による誰一人取り残すことのない相談支援体制の構築のためにも、市として人材・相談員を十分確保していただけたら、学校現場としては非常にありがたいと思っています。</p>
飯田会長	<p>どうでしょうか。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。私たちも私たちだけでは全て</p>

<p>飯田会長</p>	<p>の子どもの支援は行き届かないと思っており、学校や地域のいろいろな機関、民間さんも含めて皆さんと連携をして子どもの支援を行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はい、子どもたちへの支援を手厚くしたいと思えば人材が必要かと思うので、枚方市はすごく充実した支援をされているなというのはいつも思うのですが、現場の先生方から人材が増えるといいなというご要望ということで伺いました。</p> <p>他にはございでしょうか。</p> <p>私から1つ、児童相談所の子ども家庭センターとこども家庭センターの名前が一緒というのが本当にいろいろなところでややこしいので、すごく分かりやすくまるっとこどもセンターにしてくださったのは本当によかったなと思っていますという意見でお伝えさせていただきます。</p> <p>では、特に案件2についてないようでしたら案件3に進みたいと思います。</p> <p>では、続きまして案件3「(仮称) こども計画の策定について」というところを事務局から報告お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>〈 案件3 説明 〉</p>
<p>飯田会長</p>	<p>ありがとうございます。今、事務局から案件3について説明していただきました。ご質問などがあればお願いいたします。</p> <p>はい、お願いいたします。</p>
<p>常委員</p>	<p>先ほどの私の質問と重複して大変恐縮なのですが、枚方市におきましては、ぼーちを広く活用していきたいのではと思うのですが、その中でも現場の校長先生からは運用についてすごく難しいというお声も先ほどいただいたかと思います。そこで、ぼーちは枚方市が開発されたものなのかというのが1つと、その運用方法について、例えば子どもからSOSが出たときには、学校で確認した上で、学校だけで対応できるシステムなのか、それとも同時に枚方市のまるっとこどもセンターも確認でき、連絡相談した上で対応しているのかなど、解決に向けてどのような仕組みになっているのか、その2点についてお伺いさせていただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず開発元についてですが、公民連携の取り組みということ</p>

	<p>で、令和4年からスタートしまして、民間の事業でシステムをまずは開発をしていただいて、そこで実際に実証実験的なものを枚方市内の4つの小中学校でさせていただいて、実験した内容を踏まえて、民間事業者で改良をしていただきました。ぼーちは、新しく枚方市の実証実験の結果で開発をしたという流れになります。それにつきましては、枚方市で開発、枚方市の実証実験として開発はされましたが、今は全国のどこの自治体でもできるような汎用性のあるシステムとなっております。</p> <p>それから相談については、2つ機能がありますが、SNS相談に関しましては、子どもが相談を打てば、まるっとこどもセンターの相談員が確認をするということで、かつ基本的に匿名ですのでまるっとこどもセンターの相談員が確認をします。先ほど説明がありましたように、万が一命の危険があると判断した場合は、これは事前に保護者の方にもチラシでお配りはしていますが、何かある場合は個人を特定することがありますという内容をチラシにも含ませていただいていますので、相談員がそういう可能性があるということであれば個人を特定します。その特定するにあたっては教育委員会と共有をしますが、まずはまるっとの相談員が匿名の段階で確認をし、その後に必要なあれば教育委員会と連携を取るという流れになります。</p>
飯田会長	はい、どうでしょうか。
常委員	ありがとうございます。その中でその日の気持ちを選ぶ機能があると思うのですが、それはどういう内容になっているのでしょうか、運用方法と言いますか。
事務局	<p>心の視覚化の機能を考えたアプリというのは、ぼーち自体は枚方市で開発されていますが、似たような機能を持ったアプリは全国各地で現在あるという状況になっています。こちらも子どものSOSをキャッチする、これを使うことが先ほども言いましたように目的ではないのですが、大きな助けになっていると思っています。</p> <p>例えば、学級担任は毎朝教室に行ったら子どもたちが元気か健康観察を通じて、しっかり見ていると思っています。ただ、例えば感情を表に出しやすい子どもたちは今日元気がないなど気持ちの変化は分かりやすいかなと思いますが、なかなかそれを普段から顔に出さない子どもたちもいる中で、子どもたちの気持ちの変化をキャッチするには大きな手段になっているのかなと思います。</p>

	<p>使い方が難しいことについてですが、例えば先ほど私が例に申しあげましたとおり、子どもたちの性格によっても読み取りかたが違う場合がありますので、我々が学校に訪問させてもらって、学校での好事例を収集させていただき、我々も使い方のアドバイス等をさせてもらっています。例えばある学校では、毎日は心の視覚化をやっていないが、ぼーちウィークというのを設けて2週間ほどして、そのあとアンケートをし、教育相談をするというようなぼーちの使い方をしてしています。従来ですと、教育相談単発でやっていたが、キャッチしてから教育相談を行うという事例がありました。</p> <p>他にも、担任の先生にちょっと自分の気持ちを言いにくいという子もいるのですが、この心の視覚化の機能を使ったら、担任以外もその変化を見ることができるので、担任以外も見れることを子どもたちに周知することによって子どもたちが入力をよりしやすくなるという助言を行いました。現在、好事例を集めているので、それを学校にこれから周知していきたいと思っていますところです。</p>
<p>常委員</p>	<p>はい、ご説明ありがとうございます。あくまでも担任の先生しかその状況は読み取れないのか、それともまるっとで学校全体の集計を取れるのかということについてはどうでしょう。</p>
<p>事務局</p>	<p>機能的には担任以外でも学校の先生は見ることはできますし、我々教育委員会とか市役所でも見ることはできますが、心の視覚化の方は子どもたちが3万人居る状況で全員が入力してもまるっとで機能的には確認は確認できますが、マンパワー的には難しいかなと思っています。</p>
<p>常委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。まるっとでは、妊娠期のときから乳幼児そして子ども、30歳後半までの方々と幅広くすごく大変かと思うのですが、これからアプリを進めていこうという中で、私からの要望とすれば、学校の生徒1人1人を学校が把握されているのはもちろんだと思うのですが、それを集約し、どのような状況で、こういうところも便利ですよということをもっと学校に周知し、進めていただきたいという切な願いということでさせていただきます。ありがとうございます。</p>
<p>飯田会長</p>	<p>はい、私から質問というか意見ですが、ぼーちの中身がはっきり分かっていないのですが、気持ちを天気で表すのですか。顔の表情で選ぶということですか。</p>

事務局	顔の表情ですね。
飯田会長	<p>分かりました。それが低学年の子だと難しいとか、発達に課題がある子だとどうなのかなとか、例えばその天気でするのであれば発達の子はちょっと難しいのかなとか思ったりしましたので、その辺り質問させていただきました。それと2点、こども計画の93ページに書いてあります、不登校支援協力員という方の立場というか、どういう方が協力員になられているのですか。</p> <p>もう1点は意見なのですが、こども家庭庁からの流れでこども計画をつくっていると思うので、ずっとこども、こどもというふうにならなれていると思うのですが、本協議会で子ども・若者育成計画としておりますように、こども計画も枚方市子ども若者計画にしたほうがいいのではないかと思いますという2つです。</p>
事務局	<p>まずは、アプリのぼーちの気持ちの表し方についてですが、心の視覚化をすることは自分の気持ちをメタ認知する、できるということもアプリの導入の目的に含まれています。したがって、子どもたち自身が入力した履歴が残るため、どういうときに自分の気持ちが落ち込むのか、落ち込んだときにはどのようにしたらいいのかというところも考えられるようにするためのものでもあり、そういう使い方を子どもたちができるように、また学校も指導していかなくてはと思いますが、そこは発達段階に応じてしていかなくてはと考えているところです。</p> <p>次に不登校支援協力員についてですが、基本的に資格等は問うていませんので、教員免許を持っている方がしてくれている場合もございますし、特にそういう資格なしでしていただいていることもあります。</p>
飯田会長	研修などはあるのですか。
事務局	<p>はい、今まで中学校には前から不登校支援協力員を配置しており、主に活躍していただくところが校内教育支援ルームという別室登校する子どもたちのところになるのですが、小学校が今年度から増員ということで、今年度初めてそういうルームを開設したという学校も多かったです。</p> <p>そのため、今年度からオンラインで校内教育支援ルームの担当者をつなぐ会議を月に1回させてもらっているのと、あと枚</p>

<p>飯田会長</p> <p>事務局</p>	<p>方市でも教育支援センタールポがあり、子どもたちが毎日通って来ているのですが、そのルポではこのような活動をしていまずというのを動画で配信させてもらい、不登校支援協力員を中心にその動画を見ながら、子どもたちと一緒に学習とか活動ができるような取り組みもさせてもらっているところです。</p> <p>またルポでの環境整備の方法なども資料として発信させてもらい、不登校支援協力員が学校の中で環境整備できるよう研修と言いますか、そういう情報提供・情報共有は充実させてもらっているところです。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>こども計画の名称についてのご意見をいただきまして、ありがとうございます。本市でもこども計画を策定するにあたっての経過というのが、こども基本法に基づいて市町村は計画をつくりなさいよというところで、元々のこども基本法自体がひらがなこどもを使っていて、枚方市が緩和しなくてはと言われていたこども大綱もひらがなこどもが使われているため、我々はそれに基づいて一旦仮称の中ではひらがなこどもを使わせていただいているところです。</p> <p>法のほうではひらがなこどもの定義としては、心身の発達の過程にあるものということで、決して何歳以下とか何歳までというのは明記されておらず、こども計画は市民の方が見たらどう思うのだろうかと思っていた部分ではありました。</p> <p>実際ひらがなこどもも、例えば漢字子どもにしたほうが分かりやすいのではとか、漢字子どもは子ども・子育て支援法とか児童福祉法で18歳未満というふうに定義もされていて、実際にはきちんとした年齢区分で区切られていますし、今委員からお示しいただいた若者というところについてはなかなか法的な年齢の位置づけというのではないと思います。</p> <p>ご審議いただいている子ども・若者育成計画では、15歳から39歳までを対象としていることを踏まえ、ひらがなこども計画だけでは、我々3つの計画を1つにするのですが、対象者としては子どもから若者、子育て当事者を含んでいるような計画に見えないのではというのが懸念として考えています。</p> <p>会長からいただいた意見も踏まえ、もう1度我々でより分かりやすい計画名称を考えさせていただいた上で、その案を12月に開催される予定の子ども・子育て専門分科会の中でも、お示しをさせていただき、検討していきます、ありがとうございます。</p>
------------------------	--

飯田会長	<p>ほかどうでしょうか、何かご意見おありの方いらっしゃいませんか。</p>
二村委員	<p>ちょっと話が戻って申し訳ないですが、ぼーちは相談者の個人情報というのは把握できるのですか。</p>
事務局	<p>基本的にはまず大前提として匿名の相談になりますので、さきほども申し上げたように内容によってはパソコンから特定をすることはできます。ただ、今年から18歳未満の子どもたちも幅広く使えるようなインターネットによるアプリの配信も行っており、そちらは特定ができないという状況になっております。</p>
二村委員	<p>基本的には簡単な悩みや相談かなと思うのですが、状況によってはいわゆる警察が関与しないといけないような内容が紛れ込んできたときに、子どもを特定できなかつたらやっぱりちょっと大変なことになるので、それだけちょっと危惧しています。</p>
飯田会長	<p>ありがとうございます。他ご意見はよろしいですか。予定しておりました14時半を少し過ぎましたので、大変恐縮ですが、議論としてはここまでさせていただけたらと思います。たくさんのご意見をいただきまして誠にありがとうございました。ただ、この後も何か思われることとかがありましたら、事務局に連絡をいただくことは可能かと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>では、今後事務局においては委員の皆様からいただいたご意見を十分に踏まえた上で計画の基本的な考え方であり、子ども・若者の自立に向けた支援体制の充実ですとか社会全体で支援していく環境づくりというのを進めていただくということにしたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>では、このほかに事務局のほうから何か連絡事項などありますでしょうか。</p>
事務局	<p>本日の資料等につきまして、改めて後日ご確認いただいた上でご不明な点等がございましたら、大変恐れ入りますが今月末10月31日の金曜日までにメール・電話どのような手段でも結構でございますので、事務局である子ども青少年政策課までご連絡いただきますようお願いいたします。</p>

飯田会長	<p>また、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成させていただいて、皆様方にメールまたは郵送でお送りさせていただきます。皆様にご確認をいただき、その結果を会長との調整をさせていただき、正式決定したものを本市ホームページで公表していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では、委員の皆様もありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもちまして令和6年度第1回の青少年問題協議会を終了したいと思います。皆様、本日は本当にありがとうございました。</p>
------	---